

「ほのぼの」シリーズ
障害者総合支援法対応システム
システム担当者 様



システム開発本部 開発第1部 部長
五十嵐 悠太

【お知らせ】 常勤看護職員等配置加算について特定の条件に 該当する場合は自動算定しないよう対応します

拝啓 平素より「ほのぼの」シリーズをご愛顧いただきまして厚く御礼申し上げます。

早速ではございますが、下記の通りほのぼのmore 請求管理システムの自動算定処理について、以下の機能改修を行いますので、ご案内いたします。お手数お掛けいたしますが、下記詳細をご確認いただき、ご対応のほど、よろしくをお願いいたします。

末筆ながら、貴事業所の一層のご隆盛をお祈り申し上げます。

敬具

記

【対象の事業種別・発生条件】

以下の条件全てに該当するお客様が対象となります。

対象事業種別：生活介護事業所

- 常勤看護職員等配置加算を算定している。
- 定員超過利用減算、サービス提供職員欠如減算、サービス管理責任者欠如減算のいずれかを算定している。

【本改修の背景】

令和6年6月4日に発出された「令和6年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ&A VOL. 4」 問1への対応となります。

(常勤看護職員等配置加算)
問1 常勤看護職員等配置加算は、定員超過利用減算、サービス提供職員欠如減算又はサービス管理責任者欠如減算に該当する生活介護事業所において、算定することはできるか。

(答)

常勤看護職員等配置加算は、人員配置基準を満たした上で、適正なサービス提供を確保していると認められる生活介護事業所において、手厚い看護職員の配置を評価する加算である。

このため、定員超過利用減算、サービス提供職員欠如減算又はサービス管理責任者欠如減算に該当する生活介護事業所は、人員配置基準を満たしていないことから、適正なサービス提供を確保しているとは言えないため、常勤看護職員等配置加算を算定することはできない。

【対応内容】

[サービス]画面→[減算日]ボタン→[減算日登録]画面で「定員超過」、「職員欠1 (70%)」、「職員欠2 (50%)」、「サ責欠1 (70%)」、「サ責欠2 (50%)」のいずれかに■が登録されている日について、自動算定の際に常勤看護職員等配置加算が算定されないようにいたします。

【修正プログラムのご提供について】

- ・NDS ダウンローダーをご利用のお客様

NDS ダウンローダー：2024年7月29日(月) 午前9時に配信を予定しております。

- ・online プラットフォームをご利用のお客様

メンテナンス実施：2024年7月28日(日) 午後10時～翌日29日(月) 午前6時を予定しております。

※ 修正プログラムを適用するまでの対処方法として、大変恐縮ではございますが、[サービス]画面で自動算定を行った後、手動で常勤看護職員等配置加算を削除していただきますようお願いいたします。

【お問い合わせ先】

ご不明な点がございましたら、「ほのぼの」シリーズサポートセンターまでお問い合わせください。

以上